

V 早期指導充実と発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

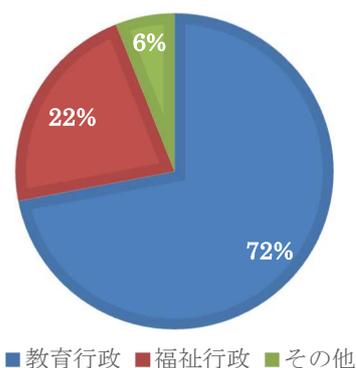
そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県としての働きかけをお願いします。

「幼児ことばの教室」は令和元年度現在 50 教室あります。早期から一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、国の教育制度に明確に位置づけられていない中で、「幼児ことばの教室」での支援が、市町単独事業として県下の各地区で実施されていることは、県内外から高い評価を得ています。

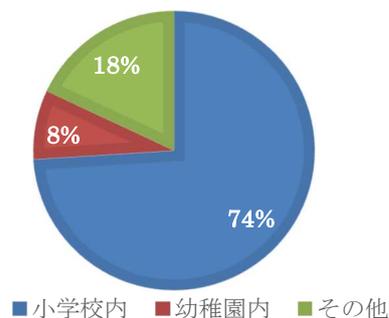
「幼児ことばの教室」が設置されている地域では、各市町の実態や設置の経緯などにより、その教室を担当する行政や設置場所は様々です（資料 V-1-①②）。福祉行政が担っている市町では、母子保健や福祉機関と連携し早期からの支援の必要な幼児を受け入れる体制が取れるなどの利点があります。学齢のこたばの教室に併設されている「幼児ことばの教室」では、幼児と小学生の教室が同じ教育の枠組みの中にあるため指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ「連携がしやすい」、「就学にあたっての連携もしやすい」などの成果をあげています。「幼児ことばの教室」から小学校の言語障害通級指導教室に進んだ児童の多くが早い時期に適応状態が改善しており（資料Ⅱ-⑧⑨）、学齢担当者からは、「指導時に必要な基礎・基本が備わり、取り組むべき課題がはっきりしている」「意欲的に授業に参加する」「保護者は子どもをよく理解し、通級に協力的である」等の「幼児ことばの教室」の指導効果が挙げられています。また、9割以上の子どもが通常の学級へ就学しています（資料 V-1-③）。これは幼児期の支援によって子どもの状態が改善されたか、通常の学級での支援の在り方を考えることができたためであると考えられます。

文部科学省は『通級による指導の手引き』1の中で「幼児期における障害の早期発見や適切な指導などの早期対応は幼児が障害の状態を改善・克服し、望ましい成長発達を図る上で大きな効果がある。」と述べ、ことばの教室における早期からの支援の必要性を指摘しています。本県の「幼児ことばの教室」は乳

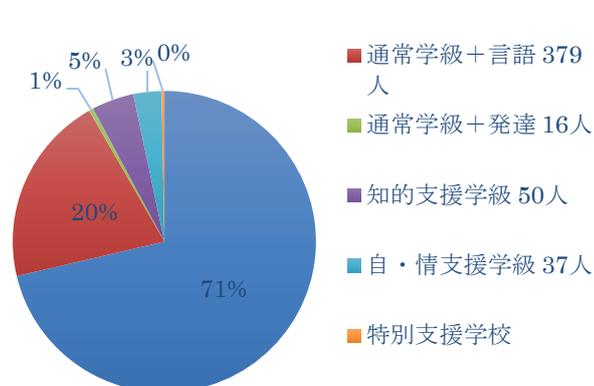
資料 V-1-① 担当行政



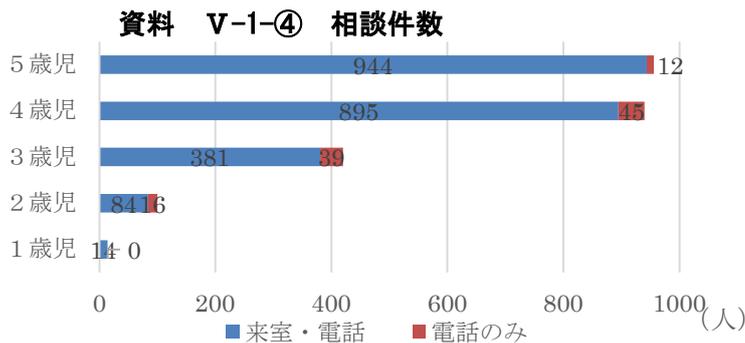
資料 V-1-② 設置場所



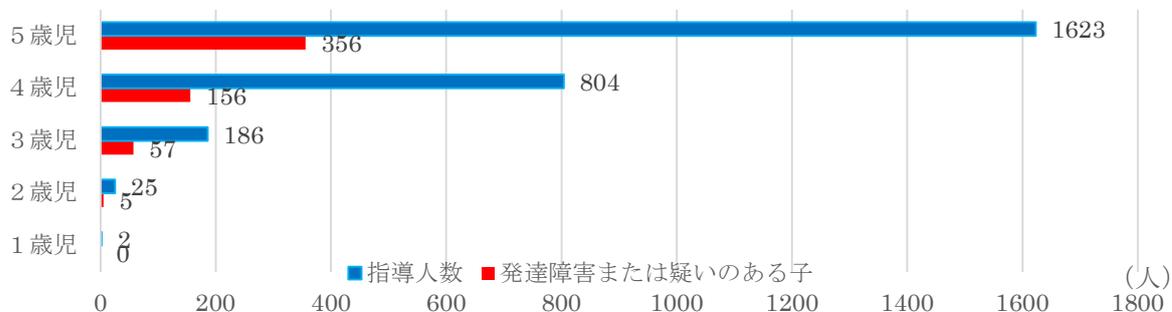
資料 V-1-③ 就学先



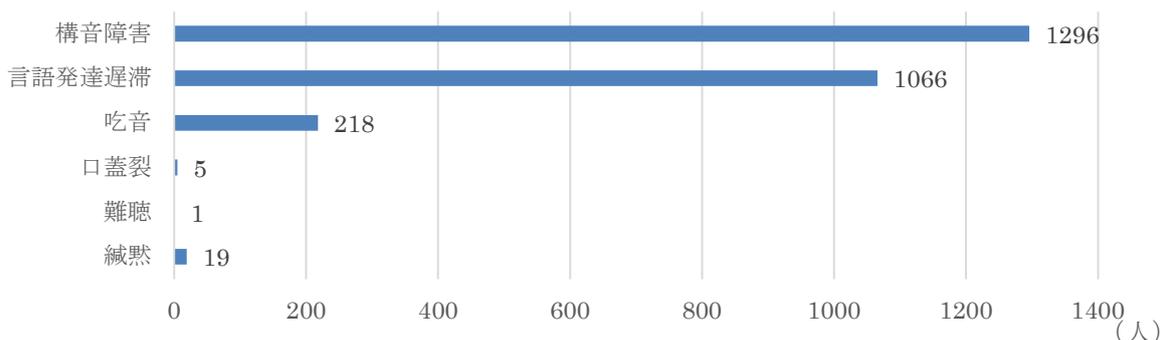
幼児期に、幅広い様々な心配をもつ保護者が「ことば」を窓口にして気軽に相談できる重要な支援機関です(資料V-1-④⑤)。「一貫した支援ができる」「自己肯定感を高め二次的障害を防ぐことができる」などの幼児にとっての利点や、「保護者とともに子どもとのかかわりを考えることができる」などの保護者や指導者にとっての利点があります。



資料V-1-⑤A 通級児の年齢別人数(上)と発達障害、または疑いのある子(下)



資料 V-1-⑤B 通級児の障害別人数



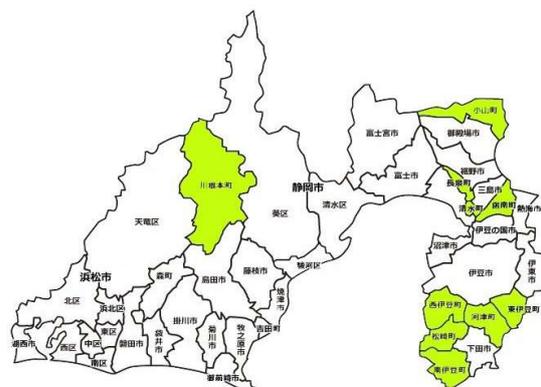
静岡県教育振興基本計画の『特別支援教育の充実』の施策の内容として「障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導の充実と切れ目のない支援体制の構築を図ります。」と述べられています。「幼児ことばの教室」は、母子保健や福祉機関と連携し、保護者からの相談にも対応するなど地域の支援システムに位置付いた取り組みを行ったり、就学に向けた学校教育との接続で大きな役割を担ったりして、早期からの一貫した支援を実現する上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、「幼児ことばの教室」未設置の地域があります。（資料V-1-⑥）

未設置地域が多い伊豆の地域では平成 23 年度から平成 29 年度まで県健康福祉部より補助金を受けて言語障害児指導相談事業を行いました。この啓発事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まり、3 町では昨年度まで引き続き実施されています（資料V-1-⑦）。また、設置されている市町においても、ニーズと受け入れ可能な数の関係から、そこで指導を受けられる回数には地域間格差（資料V-1-⑧）があります。

「幼児ことばの教室」が、早期からの支援の場としてその役割を果たすために、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として市町への働きかけをお願いします。

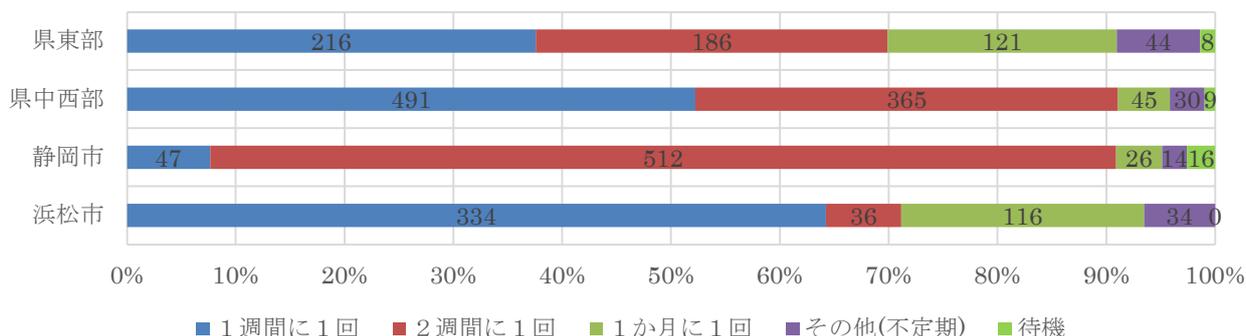
資料V-1-⑥「幼児ことばの教室」未設置市町



資料 V-1-⑦ 伊豆地域（教室未設置）の言語相談実施状況

	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
実施形態	園等への巡回相談	園等への巡回相談	園等への巡回相談
実施数 H30 年	17 人	6 人	6 人
R 元年	14 人	6 人	6 人
指導者数	1 人（有資格者）	1 人（有資格者）	1 人（有資格者）
実施頻度	月 1 回	年 10 回	月 1 回

資料 V-1-⑧ 指導頻度別人数



また、県福祉部からの補助金により、県内各教室は通級幼児の人数に応じて教材購入費用や研修費用の助成を受けております。早期からの支援について、今後も県からの助成をお願いすると同時に、各市町においても独自の予算が組まれますよう働きかけをお願いします。